

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第 4 3 3 会計隊長 蓮池 秀樹

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 等

G p	件名	規格	単位	数量	履行場所	履行期間	備考
1	滝ヶ原駐屯地給食業務の 部外委託ほか1件	仕様書のとおり	式	1	陸上自衛隊 滝ヶ原駐屯地	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	
2	板妻駐屯地給食業務の 部外委託ほか1件	仕様書のとおり	式	1	陸上自衛隊 板妻駐屯地	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	
3	駒門駐屯地給食業務の 部外委託ほか1件	仕様書のとおり	式	1	陸上自衛隊 駒門駐屯地	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	

(2) 細部は別紙第1「滝ヶ原、板妻及び駒門駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」のとおり。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。但し未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
ア 「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者
イ 「D」等級に格付けされ、かつ、同一献立を一度に300食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 仕様書に定める委託業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 別紙第1「滝ヶ原、板妻及び駒門駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類について合格であった者

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 事務室
- (2) 別紙第1「滝ヶ原、板妻及び駒門駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」に記載する事項
- (3) 別紙第1は、食器洗浄及び清掃作業部外委託の入札実施要項としても準用する。
- (4) 前各号のほか、契約締結においては「陸上自衛隊標準契約書」を適用する。

4 入札説明会及び現場説明会の日時及び場所

(1) 説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、本事業の説明受及び現場確認を希望する者は、令和6年1月31日（水）から令和6年2月6日（火）までの間、個別に対応を実施する。
（日時等は官側の都合を優先する。）

(2) 場所

- ア 1 G P（滝ヶ原駐屯地給食業務の部外委託ほか1件）に関する説明会
静岡県御殿場市中畑 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 業務隊糧食班
- イ 2 G P（板妻駐屯地給食業務の部外委託ほか1件）に関する説明会
静岡県御殿場市板妻 陸上自衛隊板妻駐屯地 業務隊糧食班
- ウ 3 G P（駒門駐屯地給食業務の部外委託ほか1件）に関する説明会
静岡県御殿場市駒門 陸上自衛隊駒門駐屯地 業務隊糧食班

(3) 参加申請要領

説明会参加希望者は、別紙第2「入札説明会参加申込書」によりFAX又はメールにて申し込むこと。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和6年2月15日（木） 10時00分

6 保証金等に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額及び入札者指名が判明し難いもの
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反して行った入札
- (6) 郵便入札の場合、提出期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

8 落札決定の方法

- (1) 総額決定（グループ別）
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

9 契約書等作成の要否

落札者は、契約書を落札決定後、陸上自衛隊駐屯地標準契約書の様式により落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に作成し提出する。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

10 その他

- (1) 契約の確定は、令和6年度予算が成立することを条件とする。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）等を提出（FAX可）すること。
- (3) 郵便による入札は令和6年2月14日（水）17時00分までに陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊契約班に必着とする。封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記し郵送するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡をし、発送者の責により到着の確認をすること。
- (4) 初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時：令和6年2月20日（火）13時10分
イ 場所：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 入札室
- (5) 再度の入札を郵便による場合は、令和6年2月19日（月）17時00分までに陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊契約班に必着とする。封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記し郵送するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡をし、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 入札者が代理の場合は、入札開始前までに必ず委任状を提出すること。
- (7) 入札に参加する者は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾したうえで入札に参加すること。
- (8) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒412-8550
静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 担当：西村
電 話：0550-89-0711（内線：464）
FAX：同上（要交換切替）（内線：487）
メールアドレス：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp（共有アドレス）